

論点の候補及び取り上げ方について

○：論点として積極的に取り上げるもの

×：論点として積極的に取り上げないもの

No.	項目	論点	現行基準の異同	取り上げ方
1	<p>金融商品会計の適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品会計の適用範囲をどのように定めるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品会計の対象となる取引（×） 金融商品の定義に含まれるもので、金融商品会計の対象に含めるべきでないもの（×） 現行の定義の差異（○：デリバティブ） 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品の定義、金融商品会計の対象となる取引に大きな相違はないと考えられる。 デリバティブの定義については、IFRSでは、純額決済の状態を求めておらず、将来の決済としている。 	<p>（現行の差異について）</p> <ul style="list-style-type: none"> デリバティブの定義については、文言の差がどのように影響するか検討してはどうか。米国の動向にも留意する。 <p>（今後の方向性について）</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品の定義について、IASB DPで検討される以上の検討は必要ないのではないかな。
2	<p>金融商品の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品会計の適用範囲に含まれる項目について、どのような測定方法が考えられるか。 保有目的区分のような何らかの区分を設けることが有用か。 恣意性排除とのバランスをどのようにとるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 測定の候補は何か。どのような特徴があるか。（×） 現行の測定区分を見直す方法としてどのような方法が考えられるか。（○：公正価値評価するものの整理） 複数の測定方法を区分する視点 	<ul style="list-style-type: none"> IFRSでは、金融資産を4つに区分（FVTPL、HTM、L&R、AFS）。金融資産の特徴による区分で、法律の枠組みに沿ったものではない。一方で、日本基準では有価証券を3つに区分（Trading、HTM、AFS）、債権については別に処理を 	<p>（現行基準の差異について）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正価値評価するものの整理を行ってはどうか。 減損の判定方法、減損処理方法については、日本基準の変更の可能性について言及してはどうか。ただし、IASB DPにおいて、減損損

No.	項目	論点	現行基準の異同	取り上げ方
		<p>は何か。必然的な区分とするか、選択を許容するか。（○：オプションの形式が望ましいか否か）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保有目的区分変更の取扱いを検討する。（○） • 減損の取扱いについて改善すべき点はあるか。（○） • 減損後の会計処理について検討すべき点はあるか。（○） • 複合金融商品の分離（デリバティブが組み込まれている金融商品の分離、リンケージの可能性） （○：組込デリバティブの分離、×：払込資本を増加させる可能性のある複合金融商品） 	<p>決めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • AFS から HTM への振替の取扱いが異なる。 • IFRS では、公正価値オプションが認められている。 • 日本基準では、その他有価証券について、低価法が採用可能。 • 日本基準では、償却原価法において定額法による償却が認められている。 • 金銭債権も含め、減損の取扱いが異なる。 • 日本基準では、有価証券については減損の戻入れが認められていないが、IFRS では、債券については認められている。 • 組込デリバティブの分離の考え方は類似するものの、必ずしも同じではない。 	<p>失の測定について様々な問題点が指摘されていた点（3.27 項）は留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保有目的区分変更の取扱いを検討する。 • 組込デリバティブの分離については、IFRS に寄せた整理を行うか（主契約と組込デリバティブの経済的特徴とリスクが明確かつ密接に関連するか否か）。 • 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品（転換社債、新株予約権、新株予約権付社債）など、負債と資本の区分にも関係する商品については当該テーマでは取り扱わないことが考えられる。 <p>（今後の方向性について）</p> <ul style="list-style-type: none"> • IASB DP に対するコメントでは、保有目的に応じた区分の有用性をコメント。測定方法が複数存在することが必要との認識を示し

No.	項目	論点	現行基準の異同	取り上げ方
				<p>た。保有目的に応じた区分の必要性を主張しつつ、IASB DP に提案される改善の方法について可能性を示す形ではどうか。</p>
3	<p>ヘッジ会計</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘッジ会計をどのように改善すべきか。ヘッジ会計を簡素化する可能性にはどのようなものがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ヘッジ会計の意義（×） ヘッジ会計の複雑さの原因（文書化、有効性、指定（指定解除、再指定）、部分ヘッジ）（○） 代替、簡素化の可能性（○） ポートフォリオ・ヘッジの拡大の可能性（○） 日本基準特有の処理の今後の取扱い（○） 	<ul style="list-style-type: none"> 文書化の必要性、有効性の判定については、ほぼ同様の取扱い。 指定、指定解除、再指定についてもほぼ同様の取扱い。 部分ヘッジについても、指定リスクのヘッジが認められており、同様の取扱い。 日本基準では繰延ヘッジの処理が原則。その他有価証券についてのみ時価ヘッジ処理を認めている。これに対して、IFRS では、FV ヘッジについて、FV ヘッジ処理を、CF ヘッジについて、繰延ヘッジと同様の方法を採用している。また、IFRS の繰延ヘッジでは、税効果を考慮するかどうかは明確ではない。 非有効性の会計処理については、 	<p>（現行基準の差異について）</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の相違である非有効性の認識、金利スワップ特例処理、振当処理の今後の取扱いについて何らかの方向性を示すことが考えられる。 <p>（今後の方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘッジ会計の簡素化の観点で事前要件、事後要件の簡素化については、IASB DP、FAS133 号改訂 ED 等を参考に可能性を示すことが考えられる。また、この点については、IASB、FASB に対するインプットの性格を強調することが考えられる。 ポートフォリオ・ヘッジについては、これまでの国内での議論の経

審議事項（8）－2

No.	項目	論点	現行基準の異同	取り上げ方
			<p>異なる。IFRS では、非有効性を損益で認識するが、日本基準では、非有効性を全額繰り延べる。ただし時価ヘッジの場合には、非有効性は自動的に損益で認識される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本基準では、繰延ヘッジの例外として、金利スワップの特例処理、為替リスクのヘッジにおける振当処理が認められているが、IFRS ではそのような処理はない。 IFRS では、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジについて特別の規定を設けている。 	<p>緯も踏まえる必要がある。</p>
4	<p>表示及び開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連する金融商品の表示及び開示について、どのような改善が考えられるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 特段なし（×） （*）公正価値測定の開示については、別プロジェクトにて対応 	<ul style="list-style-type: none"> 2008年3月での対応を踏まえて現行基準をベースとした相違には対処している。 	<p>（今後の方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有目的区分の扱い、ヘッジ会計の既存の差異の縮小に伴う開示の充実を議論する。